

HPP 法に基づく国税通則法の実施規則¹⁾

HPP 法に基づく国税通則法の実施規則

2022 年 12 月 12 日、政府は、国税規則調和 (Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP) 法¹⁾に基づき導入された 国税通則 (Ketentuan Umum Perpajakan/KUP) を実施するための政府規則 GR-50²⁾ を発布しました。GR-50 は、GR-74³⁾ と GR-9⁴⁾ に係るすべての KUP 条項を廃止しますが、関連するすべての施行規則は、この GR-50 と矛盾しない限り有効であるとされています。

以下は、GR-50 で規定された主な変更点です。

相互協議 (MAP) 決定書

GR-50 では、相互協議 (Mutual Agreement Procedure/MAP) の結果、合意に至った場合、相互協議決定書 (Surat Keputusan Persetujuan Bersama) を発行することができますと規定されています。相互協議決定書は、相互協議が完了し、インドネシアと条約相手国の権限を有する当局により合意の通知を書面で取り交わした後に発行されません。

進行中の税務紛争に関する決定通知が発行される前に相互協議が決定し、また、相互協議に紛争に関する項目が含まれている場合、相互協議決定書は、納税者が進行中の税務紛争に関する調整または申請の取り下げを行った後に発行されることとなります。

相互協議決定書の結果、税額が過払いとなった場合、納税者は滞納税額を精算した後、過払い税額を受け取りますが、過払い税額に利息はつきません。

相互協議決定書は、欠損金額の修正申告、過少税額や利子の支払い、過払い税額の受け取り、行政処分軽減など、他の行政手続きの根拠として使用することが可能です。また、相互協議決定書に誤字・脱字があった場合、KUP 法第 16 条に基づき修正することも可能です。

¹⁾ 法律 2021 年第 7 号、2021 年 10 月 29 日公布・発効

²⁾ 政府規則 2022 年 50 号 (GR-50) 2022 年 12 月 12 日公布・発効

³⁾ 政府規則 2011 年 74 号 (GR-74) 2011 年 12 月 29 日公布、2012 年 1 月 12 日発効

⁴⁾ 政府規則 2021 年 9 号 (GR-9) 2021 年 2 月 2 日公布・発効

経過措置では、2022年12月31日までに実施される相互協議は、従来どおりGR-74に準拠して実施されると規定されています。

手続き上の不備がある場合の税務調査における12ヶ月の期限の保留

GR-50は、税務調査に手続き上の不備がある場合（例えば、税務調査中に最終検討会議が行われなかった等）、還付申請に係る通常税務調査における12ヶ月の期限について変更しました。更正決定通知書が手続き上の不備を伴い発行され、KUP法第36条に基づく取消しや訴訟に基づく判決によって取り消された場合、不足する手続きを完了するために税務調査プロセスが継続されます。更正決定通知書の発行が、12ヶ月の期限がある還付申請に係る通常税務調査に関連している場合、この期限は最初の更正決定通知書の発行から更正決定通知書の取消しまでの間、保留されます。

この保留は、国税総局(DGT)が納税者の異議申立が考慮されなかったことを不服として訴えた場合（訳者注:Appeal(Banding)ではなくLawsuit(Gugatan))で、納税者に有利な判決が出された場合にも適用されます。この場合、異議申立決定の期限である12ヶ月の期限は、異議申立決定から訴訟の判決を受領するまでの間、保留されます。

提供された例の一つは、以下の通りです。

- 納税者は、2022年4月1日に2021年度の還付ポジションの年次申告書を提出します（これにより、更正決定通知書の期限は2023年3月31日になります）。
- 税務当局は最終検討会議を経ることなく2022年11月30日に更正決定通知書を発行します（税務調査は8ヶ月間実施されたことになります）。
- 納税者はKUP法第36条に基づき取消請求を行い、2023年5月10日に取消決定が出されます。
- GR-50によると、税務当局は不足している手続きを完了するために税務調査プロセスを継続することができ、更正決定通知書の再発行期限は、取消決定書の発行日から4ヶ月（12ヶ月の期限から税務調査プロセスである8ヶ月を引いたもの）、すなわち2023年9月9日（2023年5月10日から4ヶ月）となります。

この変更は、KUP法の規定における還付ポジションでの更正通知書の発行期限に関する規定と異なっており、GR-74では、還付請求に関連する更正決定通知書の発行期限である12ヶ月を過ぎた場合、年次申告書に従って更正決定通知書を発行する必要があります。

税務犯罪の予備的証拠に基づく税務調査

GR-50は、税務犯罪の疑いがあり、税務犯罪の予備的証拠に基づく税務犯罪予備調査(Pemeriksaan Bukti Permulaan /Bukper)に移行した場合、税務調査の中断に関する規則を修正します。

新規則では、中断された税務調査は、

1. 以下の場合、継続されます。
 - a. 以下により税務犯罪予備調査が中止される場合
 - ✓ 税務犯罪の予備的証拠が発見されない
 - ✓ 税務犯罪に該当しない
 - ✓ 納税者本人の死亡
 - b. 以下により税務犯罪調査(penyelidikan)が中止される場合
 - ✓ 不十分な証拠
 - ✓ 税務犯罪に該当しない
 - ✓ 同じ事件を2度起訴できない(nebis idem)、または被疑者の死亡
 - c. 税務犯罪について、納税者が無罪となった、裁判所による恒久的な法的効力を持つ判決があり、その判決の写しをDGTが受領していること
2. 以下の場合、中止されます。

- a. 税務犯罪予備調査が、KUP 法第 8 条第 3 項に基づく納税者の自発的な開示により中止され、その開示が実際の状況と照合することが確認された場合
- b. 以下により税務犯罪調査が中止される場合
 - ✓ 納税者が KUP 法第 8 条第 3 項に基づく開示をしたこと。または、
 - ✓ 納税者または被疑者が KUP 法第 44B 条の規定により国家歳入の損失を返済するために支払いを行うこと
- c. 税務犯罪の時効(10 年間)が終了したため、税務犯罪予備調査または税務犯罪調査が打ち切られた場合
- d. 上記 1.c の決定以外に、恒久的な法的効力を持つ税務犯罪に関する裁判所の判決があり、その判決の写しを DGT が受領していること

例外として、税務犯罪予備調査や税務犯罪調査の結果、過払い税額があった場合は、中断していた税務調査が継続されます。

税務犯罪調査について

GR-50 は、証人や容疑者の召喚、容疑者の確定、検察官への引き渡しなど、税務犯罪調査のための詳細な手続きを規定しています。さらに、財務大臣が調査プロセスの一環として出国禁止通知を出すことも規定されています。

税務犯罪調査の中止手続きに関する規定は、HPP 法で修正された規則に準じています。KUP 法第 44B 条に基づき、税務犯罪調査を停止するために国家歳入の損失を返済したとみなされる要件を満たす支払いの手続きについて、DGT への過少申告税額および行政処分に関する情報請求を含む、詳細な説明を付しました。2021 年 10 月 29 日以前にこの情報請求がされ、2021 年 10 月 29 日までに捜査終了が通知されなかった場合、KUP 法第 38 条および第 39 条の税務犯罪に対する行政処分は HPP 法に、第 39 条 A はオムニバス法⁵に従います。

炭素税の実施

GR-50 は、炭素税の納税者を、炭素を含む商品を購入する、または一定期間内に一定レベルの炭素排出をもたらす事業を行う個人または企業とし、そして炭素税徴収者としています。

炭素税は、自己納付または炭素税徴収者による徴収により支払われます。炭素税納税者は暦年末から遅くとも 4 ヶ月後までに年次申告書を提出し、炭素税徴収者は遅くとも翌月 20 日に月次申告書を提出し、炭素税の計算と支払いを報告する必要があります。提出が遅れた場合は、他の税務申告と同様のペナルティが課せられます。一部の納税者は、炭素税申告を免除される場合があります。

炭素税納税者及び徴収者は、炭素を排出する事業や炭素を含む商品の販売について記録を行い、納付すべき炭素税を適切に計算する必要があります。書類や情報の記録は、一般的な記帳の要件に従って行われ、これを怠ると、記帳を行わなかった場合と同じ罰則が適用されます。

税務行政手続きのデジタル化

GR-50 のこの項目に関する規定は、以前 GR-9 で規定された規定とほぼ同じです。GR-50 では、電子証明プロバイダーとして財務大臣が指定する事業者は、通信・情報技術省が認めた提供者のリストから選択しなければならないことが強調されているのみです。財務大臣は、電子署名の使用に関して、他の当事者と協力することもできます。認定されていない電子署名や電子印鑑を使用した場合の電子的な決定通知の発

⁵ 法律 2020 年第 11 号、2020 年 11 月 2 日公布・発効

行は、それが税務当局のシステムに関連するものであることを証明できる限り、依然として有効であると見なされます。認証された署名または印鑑の使用は、遅くとも本規定の発効日から5年以内に実施されなければなりません。

人口データベースと税務当局システムの統合

内務省(MIA)は財務大臣に人口データベースを提供し、税務当局のシステムとの統合を図っています。これには、内務省による人口データベースへのアクセス権の提供が含まれています。

その他の規定

GR-50では、以下のようないくつかの細かい確認事項や変更点があります。

a) NIK 関連規定

GR-50では、居住者ID番号(Nomor Induk Kependudukan/NIK)を個人納税者関連の規定に組み込み、納税者ID番号の登録および登録解除手続き中のNIKの有効化および無効化に関する規定を設けています。

b) 優良納税者資格を取り消すための追加基準

高いコンプライアンスを有するとみなされる納税者(優良納税者)は、税金の暫定還付手続きを受けることができます。しかし、特定の状況下では、この資格が取り消されることがあります。GR-50では、失効させることができる状況について、以下のようを追加しました。

- ✓ 公認会計士または政府の金融監督庁による監査を受けていない財務諸表を提出した場合
- ✓ 公認会計士の監査を受けているが、無限定適正意見(Wajar Tanpa Pengecualian)以外の意見が付されている財務諸表の提出した場合

c) 異議申立の撤回をした納税者

GR-50では、異議申立を撤回した納税者は、不正確な更正通知書の減額や取消を申請することはできませんが、制裁金の減額や取消を申請することは可能であることを明確にしています。

d) 異議申立前の納税額

納税者が異議申立や訴訟段階で敗訴した場合、異議申立書を提出する前に納付した税金を差し引いた金額に対して、30%または60%のペナルティーが課されます。GR-50では、これには税務調査の最終検討会議での合意部分と不合意部分の両方に対する納税額が含まれることを明確にしています。

e) 税務調査終了時における不合意部分の税額

GR-50では、税務調査の終了時に不合意となった部分に係る税額は、納税者が異議申立を行った場合は異議申立決定、控訴を行った場合は税務裁判所の判決通知が発行されるまで、滞納税額とならないことが確認されています。従って、この部分に係る税額は、過払税金の精算から差し引かれることはありません。

f) 行政処分に関する経過規定

GR-50では、以下の事象に対する行政処分について、HPP法の規定に従うと定められています。

- ✓ 無申告、無効なVAT補償、無効な0%VATの使用、または帳簿要件に従わないことに関連した、2021年10月29日以降に発行される過少申告更正通知書に係る制裁や利息補填について次のように規定されます。

- 各年度における未納の法人税、または未徴収、もしくは徴収不足の源泉税 - $(MIR^6 + 20\%) / 12$ ヶ月、最大 24ヶ月 の対象となる。GR-50 はさらに、行政制裁が 2021 年 10 月 29 日以前またはそれ以降の期間から計算される場合に使用される MIR を指定する
 - 徴収されたが未納付もしくは過少払いの源泉税、または未納付もしくは過少払いの付加価値税 - 75%増しの対象となる
- ✓ 2021 年 10 月 29 日以降に出された異議申立、税務裁判所、司法審査の決定で追加納税が発生した場合、30%または 60%のペナルティが課されます。

⁶ 財務省 (MoF) 利率

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie-c@pwc.com

Adrian Hanif
adrian.hanif@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sukma Alam
sukma.alam-c@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Surendro Supriyadi
surendro.supriyadi-c@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Made Natawidnyana
made.natawidnyana@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali-c@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Avinash Rao
a.rao@pwc.com

Marlina Kamal
marlina.kamal@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Nicholas Sugito
nicholas.sugito@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Nikolas Handradjid
nikolas.handradjid@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

William Christopher
william.christopher@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Esa Perdana
esa.perdana@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2022 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

